②　林産物の供給及び利用に関する目標

前基本計画では、望ましい森林の整備及び保全が行われた場合の木材の供給量とともに、需要動向を見通した用途別の利用量の目標を示した。

木材の総需要量は、平成21年の65百万㎥から平成27年に72百万㎥、平成32年に78百万㎥の水準で推移すると見込んだ。平成26年４月の消費税率引き上げに伴う住宅等の駆け込み需要の影響等により小幅な変動はあったものの、総需要量は増加傾向で推移し、平成26年には76百万㎥となった。

木材の供給量（利用量）は、平成21年の18百万㎥から平成27年に28百万㎥、平成32年に39百万㎥に増加すると見込んだ。平成21年以降、木材の供給量（利用量）は連続して増加しており、平成26年には24百万㎥となった。また、用途別の利用量は、製材用材12百万㎥、パルプ・チップ用材５百万㎥、合板用材３百万㎥、燃料材２百万㎥であり、全ての用途において増加した。少子高齢化と人口減少が進むと推計される中にあっては、今後、木材の総需要の大幅な増加を見込むことは困難な情勢にある。また、原木の供給体制は整っているとは言い難い現状にある。これらや木材の供給量（利用量）の増加ペースを踏まえれば、現状と前基本計画に掲げた平成27年における目標との間には、少なからず乖離が生じている。

⑵　前基本計画に基づく主な施策の評価

前基本計画の下では、小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、面的なまとまりを有する効率的かつ安定的な森林経営を確立すべく、各種施策を講じてきた。具体的には、森林経営計画など実効性の高い森林計画制度の普及・定着等の推進、路網整備の加速、間伐等の推進、人材の育成・確保のための研修等の取組である。また、木材利用の拡大を図るべく、木材加工・流通施設の整備、公共建築物等の木造化・木質化等の取組を推進してきた。これら主な施策の進捗状況、その効果等を評価すると、以下のとおりである。

①　森林計画制度の普及・定着等の取組に関しては、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進んでおり、森林所有者及び境界の明確化に多大な労力を要していること等から、森林経営計画の認定率は平成26年度末で28％にとどまるなど、面的なまとまりをもった森林経営の確立は取組途上にある。

②　路網整備の取組に関しては、丈夫で簡易な路網作設に係る技術的な知見の集積や、技術者の育成が進んだこと等から、平成26年度の路網開設延長は、前基本計画策定前の平成22年度と比較して２倍以上の約1.5万㎞に増加するなど、一定の成果が得られた。しかしながら、路網密度は未だ十分な水準には至っておらず、より効率的かつ重点的に路網整備を行っていく必要がある。

③　間伐等推進の取組に関しては、森林吸収源対策としての間伐が着実に実施され、京都議定書第一約束期間の森林吸収量3.8％の目標が達成された。また、利用間伐の取組が進展したこと等から、木材供給量は、前基本計画策定前から25％増加して24百万㎥となるなど、一定の成果が得られた。しかしながら、施業集約化や効率的な作業システムの普及・定着等の遅れから、間伐の生産性は4.2㎥／人日にとどまっており、原木の安定供給体制を構築するという観点から、引き続き、生産性向上等の取組を推進していく必要がある。

④　人材の育成・確保の取組に関しては、各種研修等の実施により、森林総合監理士や現場技能者等の人材が確保されつつある。今後は、各人材の人数の確保にとどまらず、その能力向上、現場における具体の取組を推進することが求められている。

⑤　木材加工・流通施設の整備等の取組に関しては、前基本計画策定以降、原木消費量190万㎥程度に相当する製材・合板工場等が整備されるとともに、新たな木質部材の開発等が進んだ。また、地域材利用を喚起する取組等により木材利用に係る意識が醸成されるなど、一定の成果が得られた。しかしながら、前述のとおり、木材産業においては、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな製品供給が十分にできていないといった課題を抱えている。

⑥　多様で健全な森林への誘導に関しては、単木伐採による複層林施業が高度な技術を要することや、帯状又は群状伐採での複層林施業の考え方や技術に対する理解が広がっていないこと等から、育成複層林への誘導が遅れている。今後は、モザイク施業の技術等を森林所有者に普及するとともに、国有林等をはじめとした先導的な取組等を進めていくことが求められている。

このように、前基本計画に基づく施策の実施により、一定の成果が得られたが、多様で健全な森林への誘導、林業及び木材産業の競争力強化等の取組は道半ばであり、依然として多くの課題を抱えていると言える。

⑶　前基本計画策定以降の情勢変化等

我が国の経済社会は、急速な少子高齢化と人口減少により、とりわけ地方の衰退が加速することが懸念されるなど、大きな転換点を迎えている。そのような中、山村等においては、豊富な森林資源を循環利用することで地方創生を図ろうとする気運が高まっている。さらには、その気運を後押しするかのように、木質バイオマスのエネルギー利用や、中高層建築物等への利用が期待できるＣＬＴや耐火部材等の開発が進むなど、木材需要の拡大につながるような変化が生じている。

このような変化を踏まえ、林業及び木材産業を安定的に成長発展させ、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること、すなわち、「成長産業化」を早期に実現することが極めて重要となっている。また、森林管理を担う山村等の衰退によって多面的機能の低下を招くことのないよう、森林の整備・保全を効率的かつ効果的に進めていく必要が生じている。

なお、林業及び木材産業の成長産業化を図るに当たっては、我が国の木材総需要量の約７割を占める欧州諸国等からの輸入材に対抗し得る高い競争力を確保していくことが極めて重要である。

そのためには、効率的な林業生産や木材の加工・流通が行われ、林業及び木材産業が裾野の広い産業クラスターを形成している欧州諸国等での取組を参考としながら、欧州諸国等と比較して、急峻かつ複雑な地形・地質、降水量の多い気候条件、植物種が多様で雑草木の繁茂等により人工造林樹種の生育が阻害されやすいなど、我が国の厳しい自然条件に伴う課題、森林所有者・境界の特定が困難となりつつある現状等を適確に把握した上で、林業の採算性の向上、木材加工・流通の効率化、新たな木材製品の開発、木質バイオマスのエネルギー利用等を促進していく必要がある。

２　森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

⑴　資源の循環利用による林業の成長産業化

我が国の人工林は、造林・保育の段階から本格的な利用が可能な段階に入った。戦後造成されてきた人工林は約1,000万haに及び、その半数以上が10齢級以上の主伐期を迎えており、森林資源を循環利用することが大きな課題となっている。

このため、林地生産力の高低や傾斜等自然条件に加え、車道等や集落からの距離が近いなど社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林において、持続的な林業を確立するための取組を推進する。具体的には、そのような育成単層林において先行的に路網を整備する。あわせて、公益的機能を発揮しつつ資源を計画的に造成するため、主伐箇所について植栽による確実な更新を図ることとし、造林コストの低減、造林の実施状況の適確な把握、鳥獣被害対策の適切な実施等を推進し、主伐・再造林の循環を確実なものとする。これらの取組を通じ、林業の成長産業化の早期実現を図ることとする。